

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果 県所管分(富山市、高岡市除く)

令和4年10月5日

公共施設

【用途:小学校・中学校】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	射水市立中太閤山小学校(北側校舎棟)	射水市中太閤山11-3	小学校	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{TU} \cdot S_0=0.763$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)
2	射水市立中太閤山小学校(南側校舎棟)	射水市中太閤山11-3	小学校	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.02$ $C_{TU} \cdot S_0=0.766$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)
3	魚津市立経田小学校校舎棟	魚津市浜経田63番地	小学校	別添附表(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.13$ $C_{TU} \cdot S_0=0.77$	耐震改修済		
4	滑川市立東部小学校	滑川市四ツ屋134	小学校	別添附表(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.04$ $C_{TU} \cdot S_0=0.78$	耐震改修済		
5	滑川市立南部小学校	滑川市赤浜727	小学校	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.00$ $C_{TU} \cdot S_0=0.752$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)
6	黒部市立生地小学校校舎	黒部市生地経新1004	小学校	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.09$ $C_{TU} \cdot S_0=0.78$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.169) (0.3・Z・G・U=0.338)
7	黒部市立石田小学校校舎	黒部市石田6536	小学校	別添附表(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.05$ $C_{TU} \cdot S_0=0.67$	耐震改修済		
8	黒部市立宇奈月中学校校舎	黒部市宇奈月町下立825	中学校	別添附表(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.07$ $C_{TU} \cdot S_0=0.75$	耐震改修済		
9	小矢部市立津沢小学校	小矢部市新西222	小学校	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.04$ $C_{TU} \cdot S_0=0.78$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)
10	南砺市立福光中部小学校	南砺市法林寺1	小学校	別添附表(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_0=0.71$	耐震改修済		
11	南砺市立福光南部小学校	南砺市小坂708	小学校	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_0=0.76$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)
12	南砺市立井波中学校	南砺市井波700-1	中学校	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_0=0.76$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)

【用途:集会場・公会堂】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	射水市新湊中央文化会館	射水市三日曾根3-23	集会場	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.11$ $C_{TU} \cdot S_0=0.88$	-		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)

【用途:博物館・美術館・図書館】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	氷見市教育文化センター	氷見市本町4-9	図書館等	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.55$ $C_{TU} \cdot S_0=0.428$	検討中		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)
2	南砺市立中央図書館	南砺市福光7336-4	図書館等	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_0=0.768$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.188) (0.3・Z・G・U=0.375)

【用途:保健所・税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	魚津市役所本庁舎	魚津市釈迦堂一丁目10番1号	市役所	別添附表(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so}=0.50$ $C_{TU} \cdot S_0=0.37$	検討中		

民間施設

【用途:ホテル・旅館】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	宇奈月グランドホテル(本館A棟)	黒部市宇奈月温泉字桃源 7番地3	旅館	別添附表(5-6)鉄骨が非充腹材の場合 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	$I_s/I_{so}=0.21$ $C_{T,U} \cdot S_0=0.045$	検討中		(0.14・Z・Rt・G・U=0.137) (0.28・Z・Rt・G・U=0.274)
2	宇奈月温泉 延楽(本館)	黒部市宇奈月温泉347-1	旅館	別添附表(5-6)鉄骨が充腹材の場合 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	$I_s/I_{so}=0.59$ $C_{T,U} \cdot S_0=0.22$	検討中		(0.125・Z・Rt・G・U=0.102) (0.25・Z・Rt・G・U=0.203)
3	黒部・宇奈月温泉やまのは(本館)	黒部市宇奈月温泉352-7	ホテル	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=1.00$ $C_{T,U} \cdot S_0=0.53$	耐震改修済		(0.15・Z・G・U=0.13) (0.3・Z・G・U=0.26)
4	室堂ターミナルビルホテル立山	中新川郡立山町声嶺寺フナ坂外11国有林137ト林小班	ホテル	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.35$ $C_{T,U} \cdot S_0=0.29$	検討中		(0.15・Z・G・U=0.15) (0.3・Z・G・U=0.3)

【用途:物品販売業を営む店舗】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	カモン新湊ショピングセンター	射水市本町三丁目4番地、3番地1、5番地、6番地	物品販売店舗	別添附表(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.108$ $q=0.436$	検討中		
2	魚津ショピングスクエアサンプラザ	魚津市駅前新町501番地 他	物品販売店舗	別添附表(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.25$ $q=1.00$	検討中		

【用途:車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	室堂ターミナルコンコース棟	中新川郡立山町声嶺寺フナ坂外11国有林137ト林小班	駅舎	別添附表(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so}=0.70$ $C_{T,U} \cdot S_0=0.57$	検討中		(0.15・Z・G・U=0.15) (0.3・Z・G・U=0.3)

【用途:危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	北陸電力榑富山新港火力発電所1・2号機タービン建屋	射水市堀江千石1番地	危険物貯蔵等	別添附表(15) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる	耐震改修済		
2	アイシン軽金属榑ダイキャスト工場棟	射水市奈古の江12番地の3	危険物貯蔵等	別添附表(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.71$ $q=1.24$	耐震改修済		
3	アイシン軽金属榑押出(EX工場)棟	射水市奈古の江12番地の3	危険物貯蔵等	別添附表(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.747$ $q=1.238$	耐震改修済		
4	YKK榑素材G第3AL工場	黒部市吉田200	危険物貯蔵等	別添附表(3-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s=0.611$ $q=1.97$	耐震改修済		

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

平成31年1月1日国住指3209号別表2の抜粋

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価			
		I (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。)	II (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。)	III (地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。)	
(1) ~ (3-1)省略					
(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	
(4-1) ~ (5-1)省略					
(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \leq C_{TU} \cdot S_D \leq 1.25$ $1.25 < C_{TU} \cdot S_D$	
(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$	
(5-4) ~ (5-5)省略					
(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
(6) ~ (14)省略					
(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる	

※ 附表の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。